

質 問 回 答 書

業 務 名 : 鎌倉市小学校給食費管理等業務

標記業務にかかる実施要領等について質問がありましたので、次のとおり回答します。

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
1	<p>(提案書について) 提案書が総ページ数60ページを上限となっておりますが、提案書の表紙、目次、仕切りは含まず、本文を60ページ以内とする認識でよろしいでしょうか。</p>	実施要領 P 4 9 (2) ②
	<p>ご理解のとおりです。</p>	
2	<p>(提案書について) 「団体名又は応募者を特定できる表記はしないでください」とありますが、導入実績に自治体名を記載してもよろしいでしょうか。</p>	実施要領 P 5 9 (2) ② 提案依頼書 P 14 5 (2) イ
	<p>記載してください。</p>	
3	<p>(様式5「会社概要」について) 「団体名又は応募者を特定できる表記はしないでください」とありますが、発注者は記載してもよろしいでしょうか。</p>	実施要領 P 5 9 (2) ③
	<p>記載してください。</p>	
4	<p>(様式5「会社概要」について) 「団体名又は応募者を特定できる表記はしないでください」とありますが、所在地は記載してもよろしいでしょうか。</p>	実施要領 P 5 9 (2) ③
	<p>記載してください。</p>	

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
5	(様式5「会社概要」について) 給食費徴収管理システムの契約概要(過去に受託実績のある業者のみ記載してください)の受託実績とは、アウトソーシングの受託実績でよろしいでしょうか。	実施要領P 5 9 (2) ③
	学校給食費の徴収管理に関するシステムの導入実績を記載してください。	
6	(実施体制について) 「実施体制」に氏名は記入必要でしょうか。必要な場合は、どの列に記入すれば良いでしょうか。	実施要領P 5 9 (2) ④
	氏名の記入は必要ありません。	
7	(審査基準について) 価格点の算出方法を教えて頂くようお願い致します。 (例) 価格点満点が100点の場合 (最低事業者価格/事業者価格) × 100	実施要領P 7 10 (9)
	業者選考に関わる内容のため、現時点では公開することができません。	
8	(物品の調達について) 今回調達となる貴市で利用するクライアントPC端末3台、プリンタ1台につきましては、 ・貴市ネットワーク(LGWAN接続含め)への接続とし、設定作業に必要な情報を提供いただける想定でよろしいでしょうか。	提案依頼書P 1 1 (3) ア(ア)
	ご理解のとおりです。	
9	(給食費管理業務について) 食材の発注・支払いは、市で行うとの認識でよろしいでしょうか。	提案依頼書P 1 1 (3) ア(エ)
	ご理解のとおりです。	

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
10	<p>(ネットワーク要件について) 受注者のサーバを設置しているデータセンターはLGWANのホスティングサービスとして登録されているデータセンターとの認識でよろしいでしょうか？ 提案書提出時点で、今回提供するアプリケーションはLGWANのアプリケーション及びコンテンツサービスに登録（J-LISの審査に適合）している事業者のサービスであるとの認識で間違いありませんでしょうか？ LGWANのホスティングサービスとして登録されているデータセンターと今回提供するアプリケーションをVPNや専用線のみで接続しているだけでは、LGWANのセキュリティ基本方針に適合せず、自治体のLGWAN系にサービス提供出来ないとの認識です。</p> <p>LGWANのホスティングサービスとして登録されているデータセンター上でアプリケーションを構築・運用する方法、又はLGWAN-ASPサービスとして提供されているアプリケーションを利用する方法のいずれかを想定しています。 本市としてはLGWANを介してアプリケーションに接続できれば、いずれの方法であっても問題ありません。</p>	提案依頼書 P 4 2 (6) オ
11	<p>(その他業務システムについて) 対象者（児童・教職員等）情報は、学齢簿システム、校務支援システムから作成する想定ですが、学齢簿システム、校務支援システムは、LGWANで運用されているのでしょうか。</p> <p>いずれのシステムについても、LGWANで運営しておりません。各システムから出力したデータ（エクセル又はCSV）を自社システムに取り込む等の方法により提案してください。</p>	提案依頼書 P 4 2 (6) カ (ウ)
12	<p>(学齢簿システムについて) 「学齢簿システムの外字について、本システムで全て表示及びプリンタでの印字ができること。」とあります。 (1) フォントの文字コードを教えてください。 (2) 外字ファイルを.ttfファイルで提供頂くことは可能でしょうか。 (3) 標準フォントを.ttfファイルで提供頂くことは可能でしょうか。（又は標準フォントの規格を教えてください。） (4) 貴市にて外字フォントを更新する方法及びタイミングを教えてください。 (5) 貴市にて外字フォントを各クライアント端末に配信する方法及びタイミングを教えてください。</p>	提案依頼書 P 4 2 (6) カ (ウ)

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
	<p>以下の通りです。</p> <p>(1) UTF-16LE (BOM付き)</p> <p>(2) ファイルは.tcfファイルで出力します。</p> <p>(3) 可能です。</p> <p>(4) 新しい外字を登録した際に、随時更新しています。 (年1、2回程度)</p> <p>(5) 学務課がマイナンバー系端末からLGWAN系端末へファイル交換を行います。その後、受託者へファイルを送信しますのでご対応ください。市民課の更新に合わせて、年に1、2回程度を想定しています。</p>	
13	<p>(学齢簿システムについて)</p> <p>「学齢簿システム(富士通社製 MISALIO)とのデータ連携は、ファイルによる月次連携の想定とし、インターフェースについては、発注者が別途提示する。学齢簿システムの外字について、本システムで全て表示及びプリンタでの印字ができること。」とございますが、連携ファイルの文字コードをご教示願えますでしょうか。また、学齢簿システムの外字について、登録数をご教示願えますでしょうか。</p> <p>次のとおりです。 文字コード：UTF-16LE (BOM付き) 外字登録数：約3,000件</p>	提案依頼書P 4 2 (6) カ (ウ)
14	<p>(改修費用について)</p> <p>「変更要求」について、いかなる要求にも受注者の費用負担で対応するのでしょうか。発注者と受注者で協議の上、費用負担について決定することはできないのでしょうか。</p> <p>費用負担について受注者と協議を行う予定はありません。よって、見積金額には契約期間中に見込まれる一定の改修費用を含めて計上してください。</p>	提案依頼書P 7 2 (7) ウ

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
15	<p>(対象者情報の更新) 月途中の債務者又は公金振替先の変更があった場合、それぞれどのように扱われますか。(例：日割りする、翌1日から変更先に請求する等)</p> <p>変更前 → 変更後 債務者A → 債務者B： 債務者A → 生活保護： 生活保護 → 債務者A： 債務者A → 就学援助： 就学援助 → 債務者A： 債務者A → 児童手当： 児童手当 → 債務者A： 生活保護 → 就学援助： 就学援助 → 生活保護： 生活保護 → 児童手当： 児童手当 → 生活保護： 就学援助 → 児童手当： 児童手当 → 就学援助：</p> <p>生活保護の受給開始・廃止に伴い日割り計算を行う場合がありますが、原則として月単位で債務者又は公金振替元を変更する予定です。</p>	<p>提案依頼書 P 9 3 (6) イ</p>
16	<p>(喫食情報の更新) 月途中に喫食内容が変更となった場合、どのように扱われますか。(例：日割りする、翌1日から変更後単価に修正する、など)</p> <p>アレルギーによる給食停止、連続欠席、学校閉鎖等に伴い、月途中に喫食内容が変更となった場合は、対象日数に日額を乗じた金額を月額から減じるものとします。</p>	<p>提案依頼書 P 9 3 (6) カ</p>
17	<p>(帳票用紙について) 納入通知書、納付書、督促状、催告書等帳票用紙は鎌倉市様独自では用意されず、受注者が用紙を準備するとの認識で間違いありませんでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>	<p>提案依頼書 P 10～11 3 (8) (10) (12)</p>
18	<p>(給食費の徴収について) 給食費を徴収する金融機関は、2～3行を想定していますが、何行程度となるのでしょうか。</p> <p>給食費を確実に徴収できるよう、多くの金融機関に対応することが望ましいと考えておりますので、そういった観点でご提案ください。</p>	<p>提案依頼書 P 10 3 (9) ア</p>

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
19	<p>(金融機関へのデータ伝送について) 口座振替を行うための金融機関への引落としデータの伝送は、以下の何れでしょうか。 ①受注者が直接、金融機関に伝送する。 ②受注者は市に伝送する。金融機関への伝送は、市経由にて行う。</p> <p>①のとおりです。</p>	提案依頼書 P 10 3 (9) ア
20	<p>(給食費の入金について) 公金口座振替時、指定銀行に弊社の入金口座を設けて受け入れ、その後、まとめて鎌倉市様の口座に入金することを考えていますが問題ないでしょうか。</p> <p>特に問題はありません。</p>	提案依頼書 P 10 3 (9) エ
21	<p>(納付書について) 「納付書は、コンビニエンスストアで納付ができること」とありますが、コンビニエンスストアのみで納付ができれば宜しいでしょうか。金融機関での納付も含まれますでしょうか。</p> <p>納付書(払込票)については、金融機関での納付は含みません。</p>	提案依頼書 P 11 3 (10)
22	<p>(預金口座振替依頼書について) 作成する「預金口座振替依頼書」は、鎌倉市様の指定の様式が既にあるという認識で宜しいでしょうか。もし様式が存在する場合、複写式の用紙ではなく、A4用紙1枚の様式という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>指定様式はありませんが、利用者の負担にならないよう複写式の用紙を用意してください。</p>	提案依頼書 P 11 3 (14)
23	<p>(預金口座振替依頼書について) 令和3年度在校生分の預金口座振替依頼書の作成は、鎌倉市様、弊社のどちらでおこなうのでしょうか。</p> <p>受注者が行う業務です。</p>	提案依頼書 P 11 3 (14)

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
24	<p>(預金口座振替依頼書について) 令和3年度在校生分の預金口座振替依頼書の作成が本調達に含まれる場合、配布時期はリーフレットと同時期という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>提案依頼書P11 3 (14)</p>
	<p>ご理解のとおりです。</p>	
25	<p>(預金口座振替依頼書について) 預金口座振替依頼書の作成について、対象者ごとに識別番号を付番するとありますが、在校生及び新入生の情報は事前に学齢簿システムから提供されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>提案依頼書P11 3 (14)</p>
	<p>ご理解のとおりです。</p>	
26	<p>(コールセンターについて) コールセンターは、保護者からの問い合わせにも対応しますか。</p>	<p>提案依頼書P11 3 (15)</p>
	<p>対応をお願いします。</p>	
27	<p>(費用負担について) 口座振替手数料についても、委託業務に含まれると想定してよろしいでしょうか。</p>	<p>提案依頼書P12 3 (19)</p>
	<p>ご理解のとおりです。</p>	

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
28	<p>(従業員について) 従業員とは鎌倉市の職員という意味か、又は提案事業者側の従業員のどちらを意味してますでしょうか。</p> <p>提案事業者側の従業員です。</p>	提案依頼書 P 13 5 (2) ア(カ)
29	<p>(業務処理件数について) 「No.20 納付書の作成・印刷・封緘」の件数内訳の中で、(D)の催告書に同封する件数が年間約100件となっておりますが、「No.27 催告書の作成・印刷・封緘」の件数は、年間約400件となっております。これは、催告書の送付において、納付書を同封するケース(例えば初回の催告のみ)と同封しないケースが存在すると解釈すれば良いでしょうか。</p> <p>記載に誤りがありました。No.20 納付書の作成・印刷・封緘のうち、(D)の催告書に同封する件数を「100件」から「400件」に修正します。 ※業務実施予定処理件数表参照(別添PDFファイルのとおり)。</p>	提案依頼書 P 19 業務実施予定処理件数表 2022年4月以降(年間) No.20

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
30	<p>(業務処理件数について) 「No.23 納付書払い処理」の件数は、年間約5,100件ですが、「No.20 納付書の作成・印刷・封緘」の件数は、年間約1,000件となっています。この差は、「No.26 督促状の作成・印刷・封緘」の件数が年間約7,200件となっているので、督促状は、納付書のついた様式が想定されていて、督促で納付されたケースもNo.23に含まれていると解釈すれば良いでしょうか。</p> <p>督促状送付対象者からの滞納分の徴収は、督促状に納付書を同封する方法に限定するものではなく、翌月末の引落とし時に2か月分を引き落とす方法等、より効率的に徴収できる手法をご提案ください。よって、督促状と納付書が必ずしも一つの様式である必要はありません。</p> <p>なお、督促状に納付書を同封する場合、No. 20 納付書の作成・印刷・封緘の件数に、約800件×9回＝約7,200件、No. 23 納付書払い処理の件数に、約800件×9回＝約7,200件がそれぞれ追加となりますが、翌月末の引落とし時に2か月分を引き落とす場合は、いずれも0件となります。</p> <p>また、No. 23 納付書払い処理の件数内訳は次のとおりです。 (A) 通常 No.20の(A) 預金口座振替依頼書未提出者約500人が年に9回納付書払いを行うことを想定 (B) 滞納 上記(A)の納付書払い約500人のうち、約50人が納期限までに納付しないことを想定 (約50件×12回＝約600件→約50件×9回＝約450件に修正します。) その他、(C) 調定額変更 約200件、(D) 臨時喫食者 約200件、(E) 催告書に同封する納付書の処理件数 約400件が含まれていなかったため追加し、処理件数合計を約5,450件に修正します。 ※業務実施予定処理件数表参照（別添PDFファイルのとおり）。</p>	<p>提案依頼書P 19 業務実施予定処理件数表 2022年4月以降(年間) No.20・23</p>
31	<p>(学級編制情報のデータセットアップについて) 「学級編制情報」と記載があります。 給食費管理パッケージシステムが定めたレイアウトのExcel又はCSV形式で喫食情報を入力することで給食費管理システムに当該情報が取り込める機能があれば、本要件は充足する認識です。正しいでしょうか。(提案依頼書に学齢簿情報のインターフェースについて記載がありますが、本件のインターフェースについて言及がない為、確認です。)</p> <p>この項目については、受注者側にレイアウト定義を求めるものではなく、発注者側で用意したデータ取り込みに柔軟に対応可能かを確認するものです。</p>	<p>機能一覧 (採点項目) 項番16</p>

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
32	<p>(学級編制情報について) 「学級編制情報」は各児童生徒の組と出席番号を指す認識です(学校・学年は学齢簿システムとの連携によって取得される認識です)。 その他に「学級編制情報」として扱われるべき項目はありますか。</p> <p>ご理解のとおりであり、その他に必須とする項目はありません。</p>	機能一覧 (採点項目) 項番16
33	<p>(教職員情報のデータセットアップについて) 「教職員情報」と記載があります。 給食費管理パッケージシステムが定めたレイアウトのExcel又はCSV形式で喫食情報を入力することで給食費管理システムに当該情報が取り込める機能があれば、本要件は充足する認識です。正しいでしょうか。(提案依頼書に学齢簿情報のインターフェースについて記載がありますが、本件のインターフェースについて言及がない為、確認です。)</p> <p>No.31と同様です。</p>	機能一覧 (採点項目) 項番17
34	<p>(喫食情報のデータセットアップについて) 「喫食情報連携」と記載があります。 給食費管理パッケージシステムが定めたレイアウトのExcel又はCSV形式で喫食情報を入力することで給食費管理システムに当該情報が取り込める機能があれば、本要件は充足する認識です。正しいでしょうか。(提案依頼書に学齢簿情報のインターフェースについて記載がありますが、本件のインターフェースについて言及がない為、確認です。)</p> <p>No.31と同様です。</p>	機能一覧 (採点項目) 項番18
35	<p>(就学援助情報のデータセットアップについて) 「就学援助対象者連携」と記載があります。 給食費管理パッケージシステムが定めたレイアウトのExcel又はCSV形式で喫食情報を入力することで給食費管理システムに当該情報が取り込める機能があれば、本要件は充足する認識です。正しいでしょうか。(提案依頼書に学齢簿情報のインターフェースについて記載がありますが、本件のインターフェースについて言及がない為、確認です。)</p> <p>No.31と同様です。</p>	機能一覧 (採点項目) 項番19

番 号	質問事項 / 回 答	実施要領等の該当頁
36	<p>(生活保護受給者情報のデータセットアップについて) 「生活保護受給者連携」と記載があります。 給食費管理パッケージシステムが定めたレイアウトのExcel 又はCSV形式で喫食情報を入力することで給食費管理システムに当該情報が取り込める機能があれば、本要件は充足する認識です。正しいでしょうか。(提案依頼書に学齢簿情報のインターフェースについて記載がありますが、本件のインターフェースについて言及がない為、確認です。)</p>	機能一覧 (採点項目) 項番20
	No.31と同様です。	
37	<p>(給食実施回数情報のデータセットアップについて) 「給食実施回数連携」と記載があります。 給食費管理パッケージシステムが定めたレイアウトのExcel 又はCSV形式で喫食情報を入力することで給食費管理システムに当該情報が取り込める機能があれば、本要件は充足する認識です。正しいでしょうか。(提案依頼書に学齢簿情報のインターフェースについて記載がありますが、本件のインターフェースについて言及がない為、確認です。)</p>	機能一覧 (採点項目) 項番21
	No.31と同様です。	

担当 鎌倉市教育委員会学務課給食担当